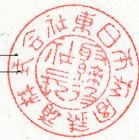


会社法第801条第3項に定める株式交換に係る事後備置書類

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二



2024年1月10日

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号  
東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 深澤 祐二

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号  
株式会社アトレ  
代表取締役社長 高橋 弘行

## 株式交換に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める書面)

東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」という。）及び株式会社アトレ（以下「アトレ」という。）は、2023年12月20日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）に基づき、2024年1月10日を効力発生日として、JR 東日本を株式交換完全親会社、アトレを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記の通りです。

### 記

- 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1項）  
2024年1月10日
- 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
  - 会社法第784条の2の規定による手続の経過  
会社法第784条の2の規定による請求を行ったアトレの株主はおりませんでした。
  - 会社法第785条の規定による手続の経過  
アトレは、会社法785条第3項の規定に基づき、2023年12月20日付けで、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である JR 東日本の商号及び住所を株主に通知しましたが、会社法第785条第1項に基づく買取請求を行ったアトレの株主はおりませんでした。
  - 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、797 条及び 799 条の規定による手続の経過  
(会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

JR 東日本は、会社法 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求の手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

JR 東日本は、会社法第 797 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2023 年 12 月 20 日付で、JR 東日本の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるアトレの商号及び住所を電子公告にて公告しました。なお、JR 東日本は、会社法 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数 (会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換により JR 東日本に移転したアトレの株式の数は、本株式交換により JR 東日本がアトレの発行済株式の全部 (ただし、JR 東日本が所有するアトレ株式は除きます。) を取得する時点の直前時 (以下「基準時」という。) のアトレの発行済株式総数から JR 東日本が所有するアトレ株式の数を除外した、416 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項 (会社法施行規則第 190 条第 5 項)

(1) JR 東日本は、会社法 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法 796 条第 3 項に規定に基づき、本株式交換に反対する旨を JR 東日本に通知した JR 東日本の株主は 6 名であり、その有する株式の数は合計 104,100 株でした。当該株式数は会社法施行規則 197 条に規定する数を下回っております。

(2) アトレは、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 783 条

第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。

- (3) JR 東日本は、本株式交換に際して、効力発生日の前日の最終のアトレの株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、JR 東日本を除きます。）に対して、その保有するアトレの普通株式1株につき JR 東日本の普通株式 1,171 株の割合をもって、JR 東日本の普通株式を割当交付いたしました。なお、JR 東日本が割当交付した JR 東日本の普通株式の合計は 487,136 株であり、JR 東日本が保有する自己株式 282,136 株及び JR 東日本が新規に発行した 205,000 株を充当いたしました。
- (4) 本株式交換に伴い増加した JR 東日本の資本金及び準備金は、以下のとおりです。
- ① 資本金 : 0 円
  - ② 資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に従い JR 東日本が別途定める額
  - ③ 利益準備金 : 0 円

以上

2024年1月10日

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号  
東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 深澤 祐二

宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号  
仙台ターミナルビル株式会社  
代表取締役社長 松崎 哲士郎

## 株式交換に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める書面)

東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」という。）及び仙台ターミナルビル株式会社（以下「仙台ターミナルビル」という。）は、2023年12月20日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）に基づき、2024年1月10日を効力発生日として、JR 東日本を株式交換完全親会社、仙台ターミナルビルを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記の通りです。

### 記

- 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1項）  
2024年1月10日
- 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
  - 会社法第784条の2の規定による手続の経過  
会社法第784条の2の規定による請求を行った仙台ターミナルビルの株主はおりませんでした。
  - 会社法第785条の規定による手続の経過  
仙台ターミナルビルは、会社法785条第3項の規定に基づき、2023年12月20日付けで、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である JR 東日本の商号及び住所を株主に通知しましたが、会社法第785条第1項に基づく買取請求を行った仙台ターミナルビルの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過  
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過  
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、797 条及び 799 条の規定による手続の経過  
(会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

JR 東日本は、会社法 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求の手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

JR 東日本は、会社法第 797 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2023 年 12 月 20 日付で、JR 東日本の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である仙台ターミナルビルの商号及び住所を電子公告にて公告しました。なお、JR 東日本は、会社法 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による経過  
該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数 (会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換により JR 東日本に移転した仙台ターミナルビルの株式の数は、本株式交換により JR 東日本が仙台ターミナルビルの発行済株式の全部 (ただし、JR 東日本が所有する仙台ターミナル株式は除きます。) を取得する時点の直前時 (以下「基準時」という。) の仙台ターミナルビルの発行済株式総数から JR 東日本が所有する仙台ターミナル株式の数を除外した、7,720 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項 (会社法施行規則第 190 条第 5 項)

(1) JR 東日本は、会社法 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法 796 条第 3 項に規定に基づき、本株式交換に反対する旨を JR 東日本に通知した JR 東日本の株主は 6 名であり、その有する株式の数は合計 104,100 株でした。当該株式数は会社法施行規則 197

条に規定する数を下回っております。

- (2) 仙台ターミナルビルは、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。
- (3) JR 東日本は、本株式交換に際して、効力発生日の前日の最終の仙台ターミナルビルの株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、JR 東日本を除きます。）に対して、その保有する仙台ターミナルビルの普通株式 1 株につき JR 東日本の普通株式 3.2 株の割合をもって、JR 東日本の普通株式を割当交付いたしました。なお、JR 東日本が割当交付した JR 東日本の普通株式の合計は 24,704 株であり、そのすべてを JR 東日本が保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。
- (4) 本株式交換に伴い増加した JR 東日本の資本金及び準備金は、以下のとおりです。
  - ① 資本金 : 0 円
  - ② 資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に従い JR 東日本が別途定める額
  - ③ 利益準備金 : 0 円

以上

2024年1月10日

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号  
東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 深澤 祐二

東京都千代田区神田練堀町85番地  
JR東日本レンタリース株式会社  
代表取締役社長 堀江 和王

## 株式交換に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める書面)

東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）及びJR東日本レンタリース株式会社（以下「JR東日本レンタリース」という。）は、2023年12月20日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）に基づき、2024年1月10日を効力発生日として、JR東日本を株式交換完全親会社、JR東日本レンタリースを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記の通りです。

### 記

- 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1項）  
2024年1月10日
- 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
  - 会社法第784条の2の規定による手続の経過  
会社法第784条の2の規定による請求を行ったJR東日本レンタリースの株主はおりませんでした。
  - 会社法第785条の規定による手続の経過  
JR東日本レンタリースは、会社法785条第3項の規定に基づき、2023年12月20日付けで、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるJR東日本の商号及び住所を株主に通知しましたが、会社法第785条第1項に基づく買取請求を行ったJR東日本レンタリースの株主



はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、797 条及び 799 条の規定による手続の経過  
(会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

JR 東日本は、会社法 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求の手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

JR 東日本は、会社法第 797 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2023 年 12 月 20 日付で、JR 東日本の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である JR 東日本レンタリースの商号及び住所を電子公告にて公告しました。なお、JR 東日本は、会社法 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数 (会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換により JR 東日本に移転した JR 東日本レンタリースの株式の数は、本株式交換により JR 東日本が JR 東日本レンタリースの発行済株式の全部 (ただし、JR 東日本が所有する JR 東日本レンタリース株式は除きます。) を取得する時点の直前時 (以下「基準時」という。) の JR 東日本レンタリースの発行済株式総数から JR 東日本が所有する JR 東日本レンタリース株式の数を除外した、470 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項 (会社法施行規則第 190 条第 5 項)

(1) JR 東日本は、会社法 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法 796 条第 3 項に規定に基づき、本株式交換に反対する旨を JR 東日本に通知した JR 東日本の株主は 6

名であり、その有する株式の数は合計 104,100 株でした。当該株式数は会社法施行規則 197 条に規定する数を下回っております。

- (2) JR 東日本レンタリース会社法第 783 条第 1 項の規定により、2023 年 12 月 27 日の株主総会の決議（会社法第 319 条第 1 項の規定に基づく書面決議）によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) JR 東日本は、本株式交換に際して、効力発生日の前日の最終の JR 東日本レンタリースの株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、JR 東日本を除きます。）に対して、その保有する JR 東日本レンタリースの普通株式 1 株につき JR 東日本の普通株式 54.2 株の割合をもって、JR 東日本の普通株式を割当交付いたしました。なお、JR 東日本が割当交付した JR 東日本の普通株式の合計は 25,474 株であり、そのすべてを JR 東日本が保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。
- (4) 本株式交換に伴い増加した JR 東日本の資本金及び準備金は、以下のとおりです。
  - ① 資本金 : 0 円
  - ② 資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に従い JR 東日本が別途定める額
  - ③ 利益準備金 : 0 円

以上

本書は原本であります。

2024年1月10日

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二

